

令和5年第1回広野町議会臨時会会議録目次

第1日 5月18日（木曜日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	1
○本会議に出席した事務局職員	2
○開会の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第27号 専決処分の報告及びその承認について	3
○議案第28号 専決処分の報告及びその承認について	6
○議案第29号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	7
○議案第30号 工事請負契約の締結について	15
○議案第31号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第1号）	17
○閉会の宣告	21
○署名	23

第 1 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和5年第1回広野町議会臨時会会議録（第1日）

令和5年5月18日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第27号 専決処分の報告及びその承認について
日程第 4 議案第28号 専決処分の報告及びその承認について
日程第 5 議案第29号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第30号 工事請負契約の締結について
日程第 7 議案第31号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第1号）

○出席議員（9名）

1 番	阿	部	憲	一	君	2 番	北	郷	伯	弘	君	
3 番	遠	藤		浩	君	4 番	北	郷	幹	夫	君	
5 番	門	馬	ま	り	え	君	6 番	畑	中	大	子	君
7 番	小	磯	利	雄	君	8 番	門	馬		巧	君	
9 番	渡	邊	正	俊	君							

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	遠	藤	智	君		
副町	長	松	本	正	人	君	
教	育	長	根	本	良	政	君
参事兼総務課	長	飯	島	洋	一	君	
参事兼復興企画課	長	小	松	和	真	君	
参事兼産業振興課	長	猪	狩	裕	一	君	
建設課	長	松	本	周	次	君	
参事兼環境防災課	長	遠	藤	義	宏	君	
健康福祉課	長	佐	藤	尚	文	君	

参事兼 子ども家庭課長	坂	本	淳	君
参事兼 町民税務課長	岡		修 一	君
会計管理者兼 出納室長	北	郷	智 恵 子	君
教育次長兼 学校教育課長兼 生涯学習課長兼 公民館長	加	賀	博 行	君
代表監査委員	鯨	岡	公 一	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡 宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻 介	君

○開会の宣告

○議長（北郷幹夫君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回広野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

○会議録署名議員の指名

○議長（北郷幹夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

5番 門 馬 まりえ さん

6番 畑 中 大 子 さん

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（北郷幹夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決しました。

今期臨時会の議事日程はお手元に配付のとおりであります、事務局長をして報告いたさせます。（報告する。）

○議案第27号 専決処分の報告及びその承認について

○議長（北郷幹夫君） 日程第3、議案第27号 専決処分の報告及びその承認についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 改めて、おはようございます。提案理由を申し上げる前に、一言ご挨拶を申

上げます。

本日、第1回広野町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご多用の中ご出席を賜り、御礼申し上げます。

本臨時会に提出しました議案を審議いただくに当たり、令和5年第1回定例会以降における町政の経過をご報告申し上げます。

初めに、広野町社会福祉協議会職員の不祥事の件につきまして、深くおわびを申し上げます。令和5年4月10日及び4月20日の広野町議会全員協議会において経過等について説明を申し上げてまいりました。その後の経過につきましては、4月26日、当該職員から被害額866万6,591円全額が弁済されました。5月5日、当該職員を懲戒解職処分しました。5月8日、広野町社会福祉協議会臨時理事会を開催し、和解合意書の締結、告訴、告発または被害届の提出をしないことを全会一致で決議し、執り行いました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策本部であります。

国は、5月8日から新型コロナウイルス感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において、新型インフルエンザ等感染症2類から5類感染症に位置づけすることを決定しました。これにより、5月8日以降、新型コロナウイルス陽性者は、法律に基づく外出自粛は求められず、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられます。一方で、国は医療機関や高齢者施設等において新型コロナウイルス陽性者の就業制限の考慮を求めていることから、陽性者となった場合、発症日（検体採取日）の翌日から5日間及び症状が軽快して24時間経過するまで休暇または在宅勤務（テレワーク）とします。マスク着用につきましては、執務中は個人の判断とし、来庁者に対応する場合は、当面の間、マスク着用を原則とします。感染症対策について、来庁者の入り口を正面玄関1か所とし、消毒設備及び検温器、窓口等のアクリル板については、当面の間、継続して設置します。新型コロナウイルス感染症対策本部につきましては、国及び県が令和5年5月7日をもって解散することと合わせ、本町も同様に新型コロナウイルス感染症対策本部を解散し、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に対応が必要な場合は、課長等会議をもって対応します。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種につきましては、65歳以上の方及び基礎疾患を持つ方約1,700名を対象に5月9日から馬場医院において個別接種により実施いたし、6月末で接種完了する計画で進めています。5歳以上の全ての方を対象とした令和5年秋開始接種につきましては、約4,500名を対象に9月からの実施に向け準備を進め、円滑なワクチン接種に取り組みます。

次に、令和5年第1回定例会以降における町政の経過について申し上げます。

3月19日、行政区長会議を開催しました。令和4年度における広野町の重点事業と要望、質問への対応並びに新型コロナウイルス感染症対策の経過等について説明を行いました。

4月1日、町内での犯罪抑止及び児童・生徒の登下校時における交通事故防止のため、広野町警

戒パトロール隊出動式を実施いたしました。子供たちや高齢者の安心・安全を確保し、地域住民により身近なパトロールを実施するため、町が任命した町民の隊員による町内全域のパトロール業務を午前7時から午前8時、午後3時から午後8時の時間帯で実施しています。

4月4日、広野こども園の入園式を議長ご臨席の下、実施しました。ゼロ歳児から3歳児までの22人が新たに入園し、こども園の全園児数は92人となっています。

4月6日、二ツ沼直売所組合が3月末の解散から町が直営することとし、会計年度任用職員を雇用して二ツ沼直売所の運営を開始しました。毎週木曜日から日曜日の週4日間、9時から12時30分までの時間帯で営業します。

同日、広野町児童館の入館式を議長ご臨席の下、実施しました。16人が新たに入館し、児童館の全児童数は67人となっています。

4月7日、職員の創意工夫による提案を奨励し、事務改善の推進と町民サービスの向上を図ることを目的とした広野町職員提案制度に基づく表彰式を行いました。令和4年度中に提案のあった20件の中から最優秀賞、優秀賞を選出し、実行可能な提案については町民サービスの向上に向け取り組んでいきます。

4月9日、広野町総合グラウンドにおいて、令和5年広野町消防団・婦人消防隊春季検閲式を議長、副議長はじめ議員の皆様ご臨席の下、挙行いたしました。消防団の厳格な規律や団結力を高め、町民の生命、財産を守ることを念頭に、広野町消防団、広野町婦人消防隊、株式会社J E R A（ジェラ）広野火力発電所自衛消防隊、64名の参加の下に行いました。

4月15日、行政区長会議を開催しました。任期満了に伴い、新行政区長に対し委嘱状の交付を行うとともに、令和5年度における広野町の重点事業と要望、質問への対応並びに新型コロナウイルス感染症対策等について説明を行いました。行政区長の皆さんからいただいた貴重なご意見を施策に反映して取り組んでいきます。

4月16日、午前と午後の2回に分け住民説明会を開催しました。令和5年度における広野町の重点事業と新型コロナウイルス感染症対策等について説明を行いました。参加された住民の皆さんからいただいた貴重なご意見を施策に反映し取り組んでいきます。

4月6日から4月21日にかけて、新入学児童・入園児交通事故防止運動の取組として、通学路を通行するドライバーと通学時の児童生徒に対して、広報活動及び立哨活動などの交通事故防止啓発活動を実施いたしました。

5月3日、二ツ沼総合公園において、「二ツ沼総合公園ふれあいフェスタ」を開催しました。当日は、各種団体による飲食ブースや公園内の遊具で遊ぶ多くの家族連れでにぎわいました。

5月11日から5月20日にかけて役場前交差点において、春の全国交通安全運動の取組として、国道6号線を通行するドライバーと通学時の児童生徒に対して、特別職及び管理職による立哨活動、初日には職員総出で横断幕やプラカードを掲げ交通事故防止啓発活動を実施いたしました。

本日の議案は、急施を要する案件についてご審議をいただきます。よろしくお願いします。

それでは、議案第27号の提案理由を申し上げます。本案につきましては、地方税法等を改正する法律が令和5年3月31日付で公布され、4月1日から施行されることから、広野町税条例について所要の改正が必要となり、3月31日付で専決処分いたしましたので、ご承認いただくための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第27号 専決処分の報告及びその承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり承認されました。

○議案第28号 専決処分の報告及びその承認について

○議長（北郷幹夫君） 日程第4、議案第28号 専決処分の報告及びその承認についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第28号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方税法等を改正する法律が令和5年3月31日付で公布され、4月1日から施行されることから、広野町国民健康保険税条例について所要の改正が必要となり、3月31日付で専決処分いたしましたので、ご承諾いただくための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第28号 専決処分の報告及びその承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

○議案第29号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（北郷幹夫君） 日程第5、議案第29号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第29号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、広野町社会福祉協議会職員の不祥事について、町政を預かる立場の者として、自らを戒め、律するために給与を減額いたしたいので、本条例を改正いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 町長の給与の減額ということなのですけれども、こういう事例があったときに減額の基準になるものが何かあるのかということではちょっとお伺いしたいのです。何か線引きのものがあるのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 1 番、阿部議員のご質問にお答えします。

減額の基準があるのかということでございますが、基本的にはないと受け止めております。事象、事象によってその減額幅を決定しているというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） そうすると、これは今回は町長と副町長で額を決めたということでしょうね。分かりました。

分からないことがちょっとありまして、私もやっぱり町民の人から、話が込むといろいろ細かい質問を受けるわけですが、町と社協の関係なのですから、町のほうからは社協のほうにいわゆる業務委託なりなんなり、事業の請負関係になるわけですから、規則があつて。そして、町長が社協の会長という位置づけなのですから、分からないのが、要するにこの前全協で、例えば議会のほうから議員を出して社協の理事会のほうに参加という話がありましたけれども、これがどうなのかということでやっぱり考えてしまうのです。基本的にこちらとあちらは独立したそれぞれの団体です。請負関係はありますけれども、最も重要な資本の関係、經常の関係がないわけですから、独立採算でやっていらっしゃる。赤字の補填もやっていないということで、町と振興公社との関係とはやっぱり違うわけですね。ということで、町長はあそこの経営に関わっているというか、一番責任者なので、議会がちょっとどういう関係にあるのかというのが、取りあえず現状ではないわけですね。そこでどう判断していいのかということがあるのですけれども、例えば今回こういう不祥事があつて、いろいろ社協のほうでやられたわけですが、例えば一般質問なりなんなりで、これ町の業務として捉えていいわけでしょうか。そこが分からないのです。我々はそれを一般質問していいのかどうなのか、あそこの経営どこまで口を挟んでいいのかということなのですから、そこがちょっと分からないところなのです。この質問をしていいのかどうなのかも私ははっきり言って分からないのですけれども、町長だけが関わっていると、我々は関わっていないということなのですが、この質問なりなんなりしていい立場なのでしょうか、我々は。ちょっとその辺が分からないのです。業務に絡んでいるのが、その業務の内容も私分からないものですから、請負関係、その辺の辺りちょっとご説明いただければありがたいのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

社会福祉協議会の事業について質問していいのかというようなおたかしかと、ご質問というふう
に受け止めますが、例えば福祉の在り方等々、こういった事業があるのかなどなどについてご質問
いただいて答弁することは問題ないというふうに考えております。中身の問題ですね。あくまで事
業のもの、内容だったりとか、評価だったりとか、様々なそういった部分は必要かと思えます。加
えて、そういった部分がございましたら、例えば常任委員会等の中でご説明をするというふうな機
会を持ちながら、議員の皆様のように社会福祉協議会における事業についてご理解をいただくよ
うな機会を捉えて説明をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 分かりました。

では、もうちょっと端的に聞きますと、町長は社会福祉協議会、全国で首長が社協の理事会に関
わっている、関わっていない、いろいろ例あると思うのですけれども、うちの場合は町長が会長だ
ということで関わっているわけですが、これは具体的にどういう役割なのかちょっと教えて
いただきたいのです。つまり、私が理解するには、社協の本来の役割がある。それを公正に進める
ために上からグリップをかけるというか、そういうものなのかなと思うのですが、その辺ちょっと
ご説明いただけるとありがたいのですけれども。どういう役割でいるのかということが分からない。
つまり我々はいれないけれども、町長は入っている。ここが非常に不可解な部分があるものですか
ら、その辺ちょっとご説明いただければと思います。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

町長が社会福祉協議会においてどういう立場なのかということでございますが、あくまで社会福
祉協議会の事務を所掌する会長として任務に当たっているということでございます。おたけしの町
議会議員が社会福祉協議会の理事等になれるのかということでございますが、これはなれます。基
本的には社会福祉法の規定の中で決められておりますが、社会福祉協議会の理事に議員の方がなら
れて社会福祉協議会の運営をしている事例はほかにもたくさんございます。関与できないというこ
とではなくて、今まで広野町においては議員の方が理事になってこなかったという経緯でございま
す。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 今の説明ありがとうございます。その件なので、この前も全協で出たもの
ですから、ちょっと質問したいのですけれども、民間でも、向こうのほうから社外取締役になって
いるのがあって、コンプライアンスの関係で、あちらのほうからこちらのほうに求めるということ

はあります。だけれども、こちらのほうから求めていいものかということがちょっとあるので、そこなのです。求めていいものなのか、向こうから、それはなることはなれるでしょう。こちらから求める筋のものなのか私ちょっと分からないのですが、その辺何か理解があったら、最後の質問なのですが、お願いできますか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

どういった形で関与していくのかというようなご質問かと思います。その辺については、いろんなケースがあろうかと思いますが、その部分については、今後所管、健康福祉課になると思いますが、その辺と、あと社会福祉協議会のほうと協議しながら、どういった形がいいのかということを検討させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 自分は、この町長等の給与の1か月減額は反対します。理由は、当該のこの事件を発生させた被疑者、被疑者ではない。ごめん。今の取消し。容疑者が全額弁済したものだから、これは町長の給与減額はしないものと、私はそう考えますが、課長、いわゆる県内の類似の案件を調べたときに、もう全額本人から弁済されて、示談書ももらった、何もかも解決している。遡って弁済しうる。減額の必要はないと思うのですが、いかがなものでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 8番、門馬巧議員のご質問にお答えします。

今回の事象において、損害額が全額弁済されたのならば、町長の今般の10分の1の減給はなくてもいいのではないかとというふうなご質問かと思います。確かに民事的には全額弁済ということで損害金がなくなったというふうな状況でございますが、やはり社会福祉協議会長としての責任という部分がございます。そういったことを捉えると、やはり身を律するということで100分の10の減給は必要な取組だと理解しております。よろしく願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） その場合にしても、同じようなケースも県内にあると思うのです。その調査研究しました。調査しました。間違いなく俺は要らないと思う。何も町長に私は忖度するわけではありませんが、弁済されているのだから、俺は必要ないと思う。そこで、俺は反対します。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君のあれですが、討論のときは反対ですね。

○8番（門馬 巧君） はい。

○議長（北郷幹夫君） 討論とあれがちょっと。質問とあれで。今ちょっと質問が。質問ありませんか。

1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） 若干関連質問になるかと思うのですが、重要なことなので、ちょっとお話ししたいと思うのですけれども、そのとおり町長は社協の会長という職なわけです。我々は、ここにいるみんな公務員なわけですが、公務員は犯罪を見たときには告発する義務というのがあるわけです。これ刑事訴訟法第239条かな、2項だと思うのですけれども。そうすると、これは町長は、社協のほうの理事会の判断はそれでよしとして、町長はこれは告発する義務があるはずなのですから、町長としてですね、これはする意思があるのか、ないのかということを求められると思うのです。いかがなのでしょう。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 1番、阿部憲一議員のただいまの告発をすべきことではないかというご質問にお答えをしたいと思います。

まず、ただいま質疑をいただいている社会福祉協議会の在り方に触れたいと思います。社会福祉法人としての社会福祉協議会、町、村の果たす役割は、これは福祉と医療と介護等々があるわけですが、介護まで含めた福祉を町は、村は担務する在り方、責務にあるということにおいて、各町、村において町村長が会長を兼務しているという事例は多々あると受け止めております。当町においては、私が今の職務に着任をして、ある一定期間は町民の方に受け止めていただいて、会長職を取り組み、担務していただいてからの経緯となっております。つきましては、この社会福祉協議会の果たす目的、役割を責務をもって捉えていくという立ち位置にあることを確認をいたしたいと思います。

今般の私がいわゆる民事手続における和解合意というこの取組、捉えをすることにおいては、全員協議会でご説明申し上げましたように、弁護士との協議を行いまして、法に照らし、かつ社会的な議会と共有をいただき、社会性における責務を果たす手続の中において、今般、刑事手続を取らず民事手続における和解合意という、その方針を私が捉え、私の責任の下に社会福祉協議会臨時理事会においてその方針をお示しをし、理事会の方々の理解により議決をいただきました。この議決に基づくものとして今般和解合意と至った次第であります。繰り返しとなりますが、弁護士との法的根拠に基づいて今般全額が返済をされたと。返済されたことにおいては、支援者の方がいる。この支援者の方々の立ち位置もしっかりと捉えなければならない。当事者が更生を図って、そしてその更生により、いわゆる負債をかけたその責務を果たすことによってこの案件を収めることが肝要であるという捉え方によるものであります。

一方、被害届未提出の場合にあっても、今般の事案が悪質であると警察等々が判断をすれば、それは捜査もあるということにもなるわけであります。事案について、速やかなる、適切なる対応をもってしてこの案件を取りまとめしていくことにおいては、社会における町内、町外において、ただいまご質問いただいているように様々な受け止め方がございます。弁済すればそれだけでいいのかという声もいただいております。そういった様々な立ち位置のお声を、私は会長としての責務を受

け止めている者として、私が今ご質疑をいただきました処分を受けることを捉えて、その責務というものを自ら戒め、律して、責務を果たすことが必要であるということを考え、捉えたものでございますということで、ただいまのご質問におきましては、法に照らし、そして社会を俯瞰して、そして今般の広野町社会福祉協議会における案件の内容を受け止めて、そして失墜した信頼を回復すべく、社会福祉協議会の職員一同力を合わせてその信頼回復に努めるべく、福祉行政を前進するための取組ということとしておりますことをご理解いただければと思います。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 私先ほどした質問にちょっとお答えになっていないのですけれども、刑事訴訟法第239条の2 項というのは任意規定ではありません。強制規定です。昔は告訴、告発となっていたという意見もあるのですけれども、今告発となっていますよね。そうすると、一番そこで責任のあった者が告発するというのが法の秩序として当然なのです。だから、町長にはこれ求められるわけです。なぜこんなことを言うかという、いや、これ社協だから、我々議会は別の団体だから関係ないのですけれども、ただこれよく考えてください。これ刑事問題だと、刑事、民事でもそうですけれども、特に刑事だと、実際に誰にも迷惑かけなくても、例えばそれが個人の大きな利益にならなくても、法律に抵触していると、それはもう逮捕だ何だ、罰金だとなるわけです。そういう問題であるのに、これはもう長期にわたって極めて大きな額で、悪質性といえ大変な悪質性、悪道があるわけです。社協の問題ですから、中身はタッチしませんけれども、これもし役場の職員にあって、この判断もし町長がしたとしたら、これ大問題ですよ、はっきり言って。こういう状況であるのに、社協のトップである町長がこれを告発しない。もちろん検察は、自分で検察なり警察が捜査するというのは、それはもちろんそのとおりです。それは、彼らはやるかやらないか、自分らで決めるのです。その理由も説明しませんけれども、しかし告発義務というのは強制規定ですから、町長しなくてはならぬはずですよ。誰がしてもいいのです。我々しなくてはならぬのです。これ知っているわけですから、認識しているから誰かしなくてはならぬわけです。だけれども、それ町長取りまとめることも自分もしないのか、それを最後にお伺いしたいのですけれども。するのか、しないのか。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

私は、繰り返しお話を申し上げる、答弁申し上げる、質問に対するお答えを申し上げるものでありますが、訴訟等、いわゆる民事、刑事において弁護士等々と協議をして、合理性をもってして判断に至ったものであります。様々な法的根拠はもとより、様々な方々の意見等々はあるのは私は十二分に承知しております。意見等々あることは正面に受け止めていく上において、先ほど申し上げましたように、本件において適切なる対応に当たることにおいては、私が社会福祉協議会の会長としての責務を果たす上において、町政を預かる立場から本件の提案を申し上げるものであります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） では、町長にお伺いします。

町長先ほど法的根拠ということを言われましたけれども、極めて曖昧だ。毎回こういう答弁されますけれども。では、町長は告発しないでいいという法的根拠というのは何ですか。それだけお伺いしたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） 繰り返し申し上げますが、今私が答弁している内容については、弁護士等々の方と協議をして、その手続において適切であるということを確認しております。

以上であります。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○1 番（阿部憲一君） よろしいですか。町長は、私の質問に答えておりません。きちんと理解していません。要するに質問から逃げています、完全に。

〔「議長」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 8 番。

○8 番（門馬 巧君） 阿部君の質問は、町長に対する嫌がらせ。町長は、ちゃんと1 番議員の質問に答えています。議事進行。

〔「議長、極めて異議あり」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君に申します。

質問は3 回までということをお認識しておりますよね。

○1 番（阿部憲一君） していますよ。

○議長（北郷幹夫君） それを何回を繰り返しても、これは行ったり来たりの話になるのだと思うのよね。

○1 番（阿部憲一君） 質問ではなくて、質問に答えていないから。

○議長（北郷幹夫君） さっき町長は同じ……

最後に、では質問。

○1 番（阿部憲一君） 私の言ったのは、町長への質問ではなくて、議事を申し上げたわけです。つまり……

○議長（北郷幹夫君） 議事進行はいいのですよ。それは進行が、動議が入るのだから。

○1 番（阿部憲一君） 答えないのであれば議会にならないでしょうということを申し上げているのです、議長。前から何遍も言っています。すり合わなかったら、すり合わせるのが議長の役割なのです。そしたら、この議会意味ないでしょう。なぜそういうことをされないのです、議長。職務怠慢ですよ、これは。議長。全然自覚ないのだ、議長は。質問の答えなんてならないではないですか。

何のための議会やっているのです。ましてこんな法的な問題問うているのに、それに答えないのですよ。申し上げますが、私は町長に対する嫌がらせなんて、そんなけちなことやっていませんから。大変失礼ですよ、門馬さん。これ答えないのであれば今後できませんよ、議会なんて。毎回こういう調子なのだから。どうします、議長、これ。答えさせるというのが、法的な答え、やらなくていいという根拠は何なのかって聞いているのに、それについて答えていません。法的な根拠がないのでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 先ほど町長は答弁をしていると思うのです。

○1番（阿部憲一君） 聞いたことに答えなかったら、答弁にならないでしょうと言っているわけです。何のための議会なのですか、では。

○議長（北郷幹夫君） 答弁しているでしょうよ、さっきから同じことを。

○1番（阿部憲一君） イエスカノーかということに対して答えていないでしょう。イエスカノーかで答えることでしょう、これは。何でこんなことやるのですか、この議会は。法にのっとってやっているわけでしょう、この議会だって。いいかげん過ぎますよ。

○議長（北郷幹夫君） では、町長、最後の答弁。

○町長（遠藤 智君） 法的な根拠については、弁護士さんと協議をしているのです。それは様々な事案があります。町の案件について、様々な内容を弁護士さんに相談をしております。法的根拠は弁護士さんのほうに預かって捉えていただいて、弁護士さんの見解に基づいて各市町村長、各市、町、村は判断に至っているということなのです。法に基づく弁護士さんについては、ただいま申し上げますように、確認をしながら、これが法に基づいて適切に対応しているかどうかということとを繰り返し確認をしてきました。この対応等々についても、社会全般を捉えて、そして今この議案を提出をするに当たって……

〔何事か声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君、今答弁しているのだから、ちょっと待つて。

○町長（遠藤 智君） 当たって、その意思を今表明しているところにあります。具体的な法律の条例等々については、私は申し上げてはいません。法律の条例等々には申し上げてはおりませんが、その協議の結果について申し上げます。法律の条例等々に基づいて、その見解の結果を今ご説明申し上げているという、質疑にあって今います。この議事においてですね。つきましては、ご理解いただければというふうに思う次第であります。

〔議長、この件終わりますけども、今後きちんと話しましょう。

こんな、法的にのっとってやっているのに、法的な根拠を言わないのであれば話になりません、どれにしたって〕の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ございませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

先ほど8番、門馬巧君からは反対の討論とみなしておりますので、結構でございます。同じ繰り返しになると思いますので。そのほか討論ございますか。

5番、門馬まりえさん。賛成討論ですか。先ほど反対討論なものだから、賛成討論ですね。

○5番（門馬まりえさん） いや、反対討論。門馬さんがこれはやらなくていいということですよ。

○議長（北郷幹夫君） だから、反対討論なのです。

○5番（門馬まりえさん） 賛成討論なのですね。私は、これを通すべきだという討論です。

○議長（北郷幹夫君） だから、賛成討論ですよ。

○5番（門馬まりえさん） はい。

○議長（北郷幹夫君） どうぞ。

○5番（門馬まりえさん） 社会福祉協議会であった事実は事実として、いろんなところに相談して、理事会でも議論して今回の件を決めたということで、ただやっぱり町長は会長として社会福祉協議会に参与しているわけですから、町長として自分は責任を取る立場にあるということでこの議案を提出してきたので、私はこれは会長としての町長の責任はやっぱりきちんと取ったほうがいいのかなと思って、この議案については賛成いたします。

○議長（北郷幹夫君） そのほか討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） そのほかなしと認めます。

では、議案第29号の町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第29号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数（賛成7名、反対1名）〕

○議長（北郷幹夫君） 起立多数です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議案第30号 工事請負契約の締結について

○議長（北郷幹夫君） 日程第6、議案第30号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第30号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、北釜・大谷地原線道路改良舗装工事の入札を去る4月26日に執行いたし、西本建設株式会社が落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 課長、まず落札率は何％。お願いします。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 落札率は98.4％となっています。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 課長、98.4、この落札率は、同じような工事をして比較した場合、高いの低い、あまりにも適正価格に近いと思うのだが、入札結果を見ると、1番と2番60万しか変わらないね。お願いします。

○議長（北郷幹夫君） 建設課長。

○建設課長（松本周次君） 8番、門馬巧議員のただいまのご質問にお答えいたします。

落札率について適正かというおただしかと思いますが、こちらにつきましては、震災以降、大体皆さん98％くらいで落札をしているというような状況になっているかと思えます。それについて適正かというところだと、ちょっと何とも申し上げにくくて、予定価格よりは低くなっているというようなことでしか捉えておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） 何も西本建設が悪い、こういうことを言っているわけではないからね。西本建設が悪いということではないのだけれども、あまりにも適正価格に近いので、どうなのかと思ってこの質問をしたのですが、加えて、課長、これは総務課長が法務に関するものだから。入札をして我々に提示したこの資料、今説明ありましたが、内容は、ああ、そうかと思ったのだけれども、いわゆる受注者が西本信雄氏から和寿氏に替わっていますが、この時点でこういう契約、進行中だね。これまでこういうものは今までにないと思うのだけれども、これは関係法令に抵触するものはないのかをお尋ねします。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 8番、門馬巧議員のご質問にお答えします。

入札時と、仮契約時と議決、今回の提案の部分で代表者が変更になったことについて法的に問題

がないかというふうなご質問かと思いますが、こういう事例というのはあまり当町においてはなかったかと思いますが、通常、代表者の変更届の提出があれば法的には全く問題がないというふう理解してございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 8番、門馬巧君。

○8番（門馬 巧君） いわゆるこれは西本さんの内部の問題と思うのだけれども、いわゆる契約業者もちろん西本和寿氏になっていることは間違いないのかな。課長、確認しましたか。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） ただいまのご質問にお答えします。

代表者が西本信雄氏から西本和寿氏に変更になったことを確認しているかということでございますが、代表者変更届の提出がされております。内容は確認してございます。問題はないというふう判断しております。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第30号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議案第31号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第1号）

○議長（北郷幹夫君） 日程第7、議案第31号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（北郷幹夫君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤 智君） 議案第31号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,985万5,000円を追加いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、非課税世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金として、社会福祉総務費の増額計上等であります。

歳入の主なるものは、国庫支出金の増額計上であります。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（北郷幹夫君） 健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） こども家庭課長。

（参事兼こども家庭課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（北郷幹夫君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

6 番、畑中大子さん。

○6 番（畑中大子さん） 健康福祉課長にお聞きします。

議案書の 7 ページに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっているわけなのですけれども、こういう特別給付金というのは、政府の責任でこの物価高騰のときに本当にやらなければならない対策であると思っておりますけれども、新型コロナウイルスに関しましては、感染症の扱いが 5 類相当ということで変わったわけなのですけれども、今後また電力料金値上げが予定されておりますけれども、5 類相当になっても、こういった新型コロナウイルス感染症対応ということでこの特別給付金というのはこれからも続くというふうにお考えでしょうか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） 6 番、畑中大子議員のただいまのご質問にお答えをいたします。

今般、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用として、先ほど健康福祉課長より説明した内容の予算を計上しているわけでございますけれども、この新型コロナウイルス感染症の対応施策につきましては、先ほどから説明しているとおり地方創生の交付金を使うわけですが、その代表的な取組といたしまして今言われていますのは、感染拡大の防止、さらには雇用の維持と事業の継続、さらに経済活動の回復、続きまして強靱な経済構造の構築といった項目が上がっておりまして、主な取組といたしまして、先ほどの健康福祉課で取り上げておりますのは、雇用の維持と事業の継続の中の暮らしを支えるという部分、そういったところで地域経済の回復を目指す意味で、その地域に住まわれる方の生活を守るといったところで、特に低所得者向けの交付金を今回創設をしているということでございますので、ご理解いただければと思っております。さらに

は、先ほど出ているとおり、ほかの事業においてもこの交付金を活用することができる形になっております。今後、それらのニーズを捉えまして、補正予算等で対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（北郷幹夫君） 6番、畑中大子さん。

○6番（畑中大子さん） 5類相当になってもこういった支援が続くとお考えですかというふうにはお聞きしたのですけれども、5類になったから新型コロナウイルスはもうそれほどひどい状況ではないのだというふうに判断されまして、こういった支援も徐々に減らされていくのではないかとというふうに危惧されるわけなのです。その点はいかがですか。

○議長（北郷幹夫君） 復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（小松和真君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当然それが2類から5類になったからということではなくて、今の地方経済においてコロナウイルスの感染症によって打撃を受けている部分について回復をさせるための交付金として今回創設されているものでございますので、景気が戻ってくるとか、雇用がしっかり確保されているとか、加えて様々な分野において脱コロナに向かって進んでいく過程の中では、当然予算というものは永続的なものではございませんので、臨時的な交付金という扱いでございますから、コロナウイルスの今感染症の2類から5類に下がったことで今すぐ何かということではなくて、今そのコロナにおいて疲弊してしまった地域経済やそういったものを回復するための臨時的な予算措置というように受け取っていただければと思っております。

○議長（北郷幹夫君） 1番、阿部憲一君。

○1番（阿部憲一君） この予算措置は結構なことだと思います。ただし、これ我々の生活にとっては全く付け焼き刃なのです。食生活だって見たって、本当にコンビニもおにぎりの値段がどんどん、どんどん上がっていく。メニューが廃止されて、新しいメニューが出てくる。ほとんど変わらないのに、がんと上がってくる。これ本当大変だと思います。かといって、では国のほうに支援をお願いしたって、こんな極めて政治的なワクチンに100兆円も使ってしまったって、とんでもない話で、できないでしょう。ただ、今回10分の10ということなのですけれども、町としてもこれ今後やっていかなくはならぬのではないかなと、町民に対して支援していかなくはならないのではないかと私は思うのです。というのは、これからも、今度5類下がりましたけれども、これ学者は明確に言っています。アルファ、ベータ、ガンマといいますけれども、ガンマの次何だっけ。分かりませんが、これはベータが変質してガンマになるわけではないのです。あれは全部終わってしまう。新しいのが出てくる。全部株が別なのです。これからも出てくるでしょう。つまり、学者はそんなこと言わないけれども、誰かがまいているのです。こういう世界的な流行になっている。これ国会で言ったら大問題になるところだから、学者はそこで口止めます。だけれども、これから間違いな

く出てきます。サル痘もそうでしょう。出てくる。こういう問題が出てきたときに、またこれ類が上がるかもしれない。今も出てきますよ、いろいろ週刊誌なんか見ると。こういうことがあったときに、町としてこれ財政的なものをどうするのか、つまり町民に対して給付ということで考えたときに、しなくてはならぬかと思うのですけれども、この辺の話合いというのがこれからどうするのか、町民に対する生活保障みたいなものなのですけれども、それ町として何か考えてやっているのか、そこの辺ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（北郷幹夫君） 総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君） 1 番、阿部憲一議員のご質問にお答えします。

今後町としてそういった様々な経済対策等々の考えはあるのかというふうなことでございますが、今般の補正の議案第31号につきましては、あくまで低所得世帯に限ったというところでございます。議員おただしのように全ての町民についてはどうなのかというふうなことかと思いますが、やはり様々な今後の状況、コロナに限らず物価高騰というのはいろいろ続いていくのだらうと思っております。そういった部分については、国、県の動向を注視しながら、町としての対応を検討していくというふうな考えでおります。

以上でございます。

○議長（北郷幹夫君） 1 番、阿部憲一君。

○1 番（阿部憲一君） 今の説明分かりますけれども、だから町民の人から聞かれるのは、素朴な質問として、では税金のほうでもうちょっと免除してもらえないのかということがあります。前の課長に聞いたことありましたけれども、そうすると、ほとんどないというわけです。つまり町民税関係ではない。事業者の場合には何かちょっとあるようだけれども、そちらのほうではない。だから、今度配るといふ方面で町として支援しなくてはならないのではないのかなと私思うものですから、それで国の対応見ているのはそうなのだけれども、国は、だってもう出ませんよ、そんなに。出ないのだけれども、町として、では独自に何かしなくてはならぬのではないかなと思うから、こういう質問しているわけです。そういうときに、これからまたコロナが出てきて、また2類に上がってしまった、こういうこと私あり得ると思いますよ、今の状況を見ていると。だんだん、だんだんきついのが今も出てきているという話ですから。感染率が非常に高い、致死率が高いといった。どれくらい広がるか分かりません。というときに、骨格でもいいから、町としてこういうときにはこういう方向でということをやちょっと考えていたほうがいいのではないかなと思います。でないと本当にみんな生活あつぱあつぱで、もう終わってしまいます。意見として今申し上げますけれども、もし答弁あるのだったらお願いできればと思います。

○議長（北郷幹夫君） 町長。

○町長（遠藤 智君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

2つありまして、まず1つ目は、新型コロナウイルス対策本部というものが、国の施策の下に県

が対策本部を設けて、各種団体の代表者、医療従事者の方々をはじめとして参画をし、協議をしてきた。その取組を通して、現在において令和5年度を迎えて、5月の8日、5類への移行については、ワクチン接種の費用は国保負担にすべしということは全国市町村全て決議をして対応に当たっているということでもあります。こういった経緯を踏まえて、しからばこれから令和5年度以降どうするのか。これはコロナ対策だけではなく、やはり生活を守ることについて、基礎自治体がしっかりと連携を図って、協力体制をしいて求めていくということが大事であるということでもあります。まず、町はもとより議会合同要望を今年も執り行っていきたいと、今計画していききたいと考えます。そして、双葉地方の町村会としてまた要望していく。緊急時避難準備区域と指定されている4市町村においても、これからも国保税等々の対応が移行されて以降も令和5年度要望活動をしていくことにおいて、様々にご質疑いただいているお声を真摯に正面に受け止めて、そして令和5年度、令和6年度と国の果たす責務を力強く声を上げて、そして施策に講じていくことを全力を尽くしていくということがまず1点目であります。

2点目としましては、町としてそういった取組を捉えて、各自治体が置かれている状況において各市町村が施策を講じていくことにおいて、広野町において故黒田政徳議員がおっしゃっていただいております。必要な施策は講ずるべきというご指摘は私の頭の中央に刻んでおります。生活を守るために町として何をなすべきかについて全力を尽くしてまいります。

以上であります。

○議長（北郷幹夫君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 討論なしと認めます。

議案第31号 令和5年度広野町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北郷幹夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○閉会の宣告

○議長（北郷幹夫君） 以上で本臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

令和5年第1回広野町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午前10時38分)

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議 会 議 長 北 郷 幹 夫

署 名 議 員 門 馬 ま り え

署 名 議 員 畑 中 大 子